

農地法 第六十四条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第二十条第一項（第三十二条で準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第七十三条第一項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第二十条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者
- 三 第五十一条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の命令に違反した者

【備考】

◇第三条第一項 … 農地の所有権移転、貸借権設定又は移転を行う場合は農業委員会の許可を受けなければならない。

◇第四条第一項 … 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

◇第五条第一項 … 農地を農地以外のものにするため、これらの土地について所有権移転、貸借権設定又は移転を行う場合は、都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

◇第十八条第一項 … 農地の賃貸借権の解約を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。